

医療的ケア児への支援について

1 医療的ケア児について

NICU 等から退院後も人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児のこと。医学の進歩を背景として増加傾向。全国の医療的ケア児は約 2.0 万人（推計）

2 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

(R3. 6. 18 公布、R3. 9. 18 施行)

○医療的ケア：人工呼吸器による管理、喀痰吸引その他医療行為

医療的ケア児：日常生活及び社会を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童

国、地方公共団体、保育所の設置者、学校の設置者の責務を規定

○地方公共団体の責務等

- ・医療的ケア児及びその家族の支援に係る施策の実施（第 5 条）
- ・医療的ケア児支援センターの設置（第 14 条）

○第 2 期障害児福祉計画の策定（R3. 4. 1～R6. 3. 31）

- ・障害児通所支援等の提供体制確保等に向けた計画を障害福祉計画と一体的に作成
- ・協議の場の設置及び医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置の促進について明記。

3 京都府の対応

○「京都府医療的ケア児等支援協議会」

- ・在宅療養児支援体制検討委員会（H25～）と医療的ケアが必要な児童等への支援方策検討ワーキング（H29～）を一元化

○「医療的ケア児支援強化事業」（R5 当初 57,000 千円）

- ・令和 4 年度は、4 月に「京都府医療的ケア児等支援センター（愛称「ことのわ」）」を開設し、医療的ケア児や家族等からの相談に対して専任看護師等が助言・支援。さらに「ことのわ」において、基本情報調査や医療的ケア児等コーディネーターに対する事例検討会等も実施。
令和 5 年度は、当事者団体と連携し、家族等への相談対応や情報発信も実施予定。
- ・特別支援学校の児童等の通学時の安全確保のため、福祉タクシーの利用助成や看護師配置の支援等の実施

○「医療的ケア・重度障害児者支援拡充事業」

- ・医療的ケア児及び家族が、在宅で安心して生活できる環境を整備し、親子ともに社会参加できる共生社会を実現するため、医療型短期入所・障害児相談支援への補助事業等を実施
→補助事業は、令和 3 年度から対象区域に京都市を追加